総括表(石巻広域都市計画区域区分の変更) (宮城県決定)

- 1 石巻広域都市計画区域区分の変更に関する基本方針
- ①人口減少・超高齢社会に対応した集約市街地の形成及び交通ネットワークの形成と、 歩いて暮らせるまちづくりの実現
 - ・人口減少・超高齢社会の進展に対応するためには、コンパクトな都市が交通ネット ワークで接続されたコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現と、高齢 者も含めた多くの人にとって暮らしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」の実現。
- ②移転元地や復興事業の有効活用により、交流人口・関係人口を拡大し地域活力を創出
 - ・移転元地及びその周辺を産業、観光、農業の各用途として有効活用し、交流人口の 拡大を図る。
 - ・人口減少・超高齢社会においても地域コミュニティを維持していくため、住民主体のまちづくりに加えて、関係人口の増加や移住・定住への取り組みを促進し、新たなまちづくりの担い手確保を図る。
- ③頻発化・激甚化する災害にハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現
 - ・震災の記憶・伝承などのソフト対策を推進する。
 - ・頻発化・激甚化する水災害に対応するため、流域の様々な関係者が連携し「流域治水」の取組推進によるハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- ④富県躍進の実現に資する力強い産業の再生と創出
 - ・三陸縦貫自動車道を中心とした道路ネットワークを活かし、既存用地に加えて移転 元地及びその周辺を中心とした新たな産業系土地利用を促進する。
 - ・国際拠点港湾である仙台塩釜港(石巻港区)や工業拠点等への企業誘致による産業 の振興を図る。
 - ・産学官の連携による地域産業の高度化や新たな産業創出を図る。
- ⑤優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化
 - ・自然・歴史的資源の保全を図るとともに、これら資源を生かした観光・交流機能の 強化として、観光客の受入環境の向上に資する都市基盤の充実と、訪れる国内外の 人々の様々なテーマに対応する公民連携による取組を推進する。

2 今回見直しまでの経緯

昭和45年12月 当初決定

昭和55年11月 第1回見直し

昭和62年10月 第2回見直し

平成 7年 6月 第3回見直し

平成15年 6月 第4回見直し

平成22年 5月 第5回見直し

平成28年 5月 第6回見直し

令和 元年 5月 第7回見直し

令和 7年 5月 第8回見直し(予定)

3 変更の内容

(1) 人口

(単位:千人)

			`	1 2 1 7 17		
年次/人口	前回計画				今回計画	
	行政区域	都市計画区	市街化区域	行政区域	都市計画区	市街化区域
		域			域	
平成 27 年	193. 1	154. 4	133. 2	-	_	_
令和2年	_	_	_	185. 7	150. 7	125. 0
令和7年	171. 3	141. 3	125. 1	_	_	_
			(0)			
令和 12 年	_	_	_	163.8	133. 4	110. 7
						(0.4)

()内は、保留人口を示す。

(2) 面積及び人口密度

(単位:ha、人/ha)

行政区域	都市計画	変更前	今回	今回	差引き増減
	区域	市街化区域	追加面積	除外面積	
72, 120 ha	26, 995 ha	4,443 ha	0 ha	2.6 ha	−2. 6ha

変更後	*1保留された	※2可住地
市街化区域	区域	人口密度
4, 441 ha	0 ha	55.6(人/ha)

- ※1 特定保留面積のみを示す。
- ※2 令和12年の想定の数値を示す。

4 箇所別調書

(1) 市街化区域編入予定箇所

Ī	市町村名	地区名	面積	土地利用	編入理由
	_	_	_	_	_

(2) 市街化調整区域編入予定箇所

市町村名	地区名	面積	土地利用	編入理由
女川町	大原	2.6	都市公園	現に市街化調整区域にある都市計画
				公園の一部とするため、市街化調整
				区域に編入するもの。

(3) 市街化区域が保留される箇所

市町村名	地区名	面積	土地利用	編入理由
_	_	_	_	-